

今月の相談事例（3月号）

顧問先社長 経営幹部各位

〒428-0006 静岡県島田市牛尾 1158-3
三浦労務経営事務所
特定社会保険労務士 三浦 茂
TEL 0547-45-5811 / FAX 0547-45-5821
URL <http://masterslink.jp/sr/miura/>

【相談】

トライアル雇用助成金を受けましたが、支給されるのは給与支払いがあってから2～3ヶ月後です。特に今回は、トライアル期間の満了をもって辞めていきました。

当社は、月次決算で各月の業績を評価していますので、月次決算に間に合うように入金を早めることは出来ないでしょうか？

【アドバイス】

一般的に助成金の支払いは、助成対象の事業活動が終了した後に、審査を経て支給されます。雇用保険関係の雇用の維持促進のための助成金については一時期、相談の主旨である雇用の維持のためには早い入金が必要という中小事業主への配慮で、支給申請から概ね1ヶ月ほどで支給されていたのですが、不正受給が多発したため、支給決定機関である静岡労働局の審査が厳格化、多階層化され、支給申請から概ね2ヶ月を要することとなっています。

ご相談のトライアル雇用助成金については、支給申請に賃金台帳が必要であるため、給与計算が終了していることが前提となります。賃金計算期間の途中で退職されていますと、賃金計算が終了するまでの間が申請に要する期間に加わりますので、その期間の分だけ受給をさらに遅らせることになります。

月次決算を実力ベースで行いたいということであるならば、助成金を未収入金で処理されるなど、会計事務所に相談されたらいかがでしょうか。その場合でも、支給決定前の助成金であることをしっかりとお伝えください。

上記のように助成金は、助成対象事業への助成というよりは、助成対象となる事業を積極的に行う事業主に対するご褒美のようなものです。国等が進める経済活動への“誘い水”的性格のものです。国の政策にお付き合いを良くしておくことで、僅かばかりのお礼が頂けると考えた方が良いでしょう。

ただ、助成内容は経営者が狙うものと一致することは稀だということです。今回の相談事例のように、助成対象の従業員は助成期間満了で辞めていくような方でした。助成金を加えても勘定が合わないとも考えることもあるでしょう。それが、支給遅れへの不満になっているかもしれません。

したがって、経営者の目指す事業活動を展開するためには、助成金を当て込まない考え方が必要になるでしょう。

ただ、太陽光発電事業のように、新規に着手しようとする事業活動内容と時期が、国等の企業支援内容と時期に一致するような場合には、国等が設ける補助金助成金制度を活用するのも一計です。